

神戸市下水道排水設備指定工事者各位

神戸市建設局下水道部管路課長

「家屋等の新築・建替えに伴う取付管・接続ますの改善マニュアル」の改定について

「家屋等の新築・建替えに伴う取付管・接続ますの改善マニュアル」を下記のとおり改定します。

記

1. 改定時期

令和 6 年 4 月 1 日 ※令和 6 年 3 月 31 日までは現行マニュアルが適用されます。

2. 主な改定点

(1) 支援事業対象となる工事の変更

申請者都合による取付管・接続ますの移設や、複数宅地を 1 つの宅地に合筆する際に不要となる取付管等の撤去工事にかかる費用は原則、支援事業の対象外となります。

私道の道路上にある接続ますを宅内に延伸するケースについて、同一箇所での入替えを前提とし、宅内に延伸する費用は支援事業の対象外となります。

(2) 施工承認通知書（電子申請の場合）の交付方法

令和 6 年 4 月より、施工承認通知書の公印廃止に伴い、郵送ではなく、電子申請システム（e-KOBE）で交付します。

(3) 調査報告書の添付が必要となるケースを追加

支援事業対象外である「新設」工事においても、既設の取付管・接続ますが存在する場合、調査報告書の添付をお願いします。既設管に対しては調査報告書による確認が必要となります。

(4) 写真管理基準の改訂（令和 5 年 10 月）に伴う施工写真の追加

令和 5 年 9 月末に周知した内容となりますが、改めてマニュアルにも追加しております。「ゴム輪接続部」「ゴム輪以外の接続方法」に関して撮影が必要な工程が増えております。

その他、変更点については、別紙（改定箇所一覧表）をご覧ください。変更内容を確認いただくとともに、今一度、申請者用マニュアルを読み返していただきますようお願いいたします。

3. マニュアルの掲載場所

掲載場所 URL (市 HP) : <https://www.city.kobe.lg.jp/a16804/tetsuduki.html>

- ※ 事前周知のため先行掲載しておりますが、適用開始は令和 5 年 4 月 1 日からである点にご注意ください。
- ※ 改定後の様式は令和 6 年 4 月 1 日までにマニュアルと同ページに掲載予定です。

4. その他

①現行様式での受付について

- ・現行様式での受付のめ切は以下のとおりです。申請日は必ず 3 月 31 日までの日付としてください。
 - 1) 電子申請 …申請が 3 月 31 日までに e-KOBE で申請したもの
 - 2) 無人・窓口受付…3 月 31 日までに本市職員が受け取った（無人受付は確認した）もの
 - 3) 郵送受付 …3 月 31 日までの消印が入っているもの
- ・上記日付を過ぎた申請については、新様式での申請を行っていただきます。なお、修正により再申請が 4 月となった場合についても、新様式での申請を行っていただきますのでご注意ください。

②電子申請の利用促進

- ・令和 5 年度より電子申請の原則化を検討しております。新たに行う工事施工承認申請については、e-KOBE による電子申請で行っていただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

【参考】令和 5 年度の電子申請利用率*：約 90%

※…工事施工承認申請書の件数のうち、e-KOBE を用いて提出された件数の割合

③オンライン予約、オンライン相談の活用

- ・待ち時間や移動時間の削減が図れます。是非、ご活用ください。

④入力補助シートの活用

- ・本市ホームページに申請時に利用できる申請書類作成補助シートを掲載しています。
- ・このシートは申請者や住所などの重複する情報を一括で入力できるよう作成されており、誤入力の防止や入力作業の効率化を図ることができます。
- ・施工承認申請書だけでなく、調査報告書や工事完成検査願のシートにも情報が反映できるよう作成されていますので、活用をお願いいたします。

※入力補助シートを使用した場合も申請書類に不備がないか確認をお願いいたします。

【お問合せ先】

神戸市建設局管路課改善担当 078-806-8794

家屋等の新築・建替えに伴う取付管・接続ますの改善業務 申請者用マニュアル

【本編】 R6.4.1改定箇所一覧

改定前ページ	項目番号	改定内容	備考
1	1.3、(2) 改築	支援事業の対象工事変更に関して追記。申請者都合による移設や、複数宅地を1つの宅地に合筆する際に不要となる取付管等の撤去工事にかかる費用は原則、申請者負担とする。	施主都合の撤去工事は原則、申請者負担となる。
1	1.3、(2) 改築	私道の道路上にある接続ますを宅内に延伸するケースについて費用負担の考え方を追記。同一箇所での入替えを前提とし、宅内に延伸する費用は支援事業費に含まない。車両通行のある道では車道用の樹蓋を設置すること。	私道では、神戸市道と異なり道路ますを宅内に移設することを必須としない。
1	1.3、(2) 改築	開発行為で舗装本復旧を開発業者が行い、設備業者の費用負担がない場合、舗装本復旧費用を控除した見積の提出とする。	下水工事に対して給付金を支払うため。
1	1.3、(2) 改築	既設管の休止措置について追記。（塩ビで健全な宅地ます・取付管） ・2宅地を1つにする場合 ・1つの宅地だが広く将来、土地の分割が行われると判断できる場合	市担当者との協議すること。必要に応じて、調査報告書の提出を求める。
3	2.1 新設の申請	※2 電子申請の場合、新設施工承認通知書は郵送または窓口にて交付する。⇒電子申請システム（e-KOBE）での交付に変更。	令和6年4月より、施工承認通知書の公印廃止に伴い、施工承認通知書も電子申請システムによる交付を行う。
5	2.1 改築の申請	※1 電子申請の場合、施工承認通知書は郵送または窓口にて交付する。⇒電子申請システム（e-KOBE）での交付に変更。	令和6年4月より、施工承認通知書の公印廃止に伴い、施工承認通知書も電子申請システムによる交付を行う。
6	2.2、(3) 本人確認について	施工者が指定工事店以外の場合、業者の登記情報を確認できる書類を添付するよう追記	指定工事店の場合は指定工事店証の添付とする。
7	2.2、(5)② 調査報告書 回答	1.3、(2)の通り、申請者負担となるケース、市負担となるケースが存在する。	
9	2.5 電子(e-KOBE)	※1 施工承認通知書等は郵送または窓口で交付する ⇒※1の文を削除	令和6年4月より、施工承認通知書の公印廃止に伴い、施工承認通知書も電子申請システムによる交付を行う。
10	2.6 ライニング工事	※1 施工承認通知書等は郵送または窓口で交付する ⇒電子申請システム（e-KOBE）での交付に変更。	令和6年4月より、施工承認通知書の公印廃止に伴い、施工承認通知書も電子申請システムによる交付を行う。
12	3.1、提出書類一覧	調査報告書 「新設」のケースで△とする。既設管ありの場合は提出が必要。	既設管に対する工事では調査報告書による状況の確認が必要となる。
12	3.1、提出書類一覧	(副)電子申請時は不要 ⇒この記述を消す	
12	3.1、提出書類一覧	①道路掘削跡復旧工事検査書類 工事写真（管工事）が抜けているので追加	現状、建設事務所に対して、管工事・舗装工事写真の両方が必要。
13	3.2、1) 提出書類の注意事項 調査報告書類	既設管がある場合、改善(給付対象)とならないケースであっても調査報告書の添付が必要であると追記。	既設管に対する工事では調査報告書による状況の確認が必要となる。

家屋等の新築・建替えに伴う取付管・接続ますの改善業務 申請者用マニュアル

【本編】 R6.4.1改定箇所一覧

改定前ページ	項目番号	改定内容	備考
13	3.2、1) 提出書類の注意事項 調査報告書類	台帳上に複数の取付管表記がある箇所については現地を調べ、情報（入替え、撤去、現地なし）を記入するよう追記。	記入がない場合、確認して頂くことになり、書類の処理が止まるおそれがある。
14	3.2、6) 提出書類の注意事項 平面図・横断面図	平面図・横断面図の注意事項に追記。隣接地で近接して2本の取付管を布設する場合は、図面に何mの離隔をとって布設するのかを図示する。工事写真では離隔を確認できるよう検測写真を撮影する。	神戸市土木工事共通仕様書の「取付管布設工」で取付管の間隔を1.0m以上確保することが明記されているため。
14	3.2、6) 提出書類の注意事項 平面図・横断面図	平面図・横断面図の注意事項に追記。その他、支障となる既設の構造物についても図面に明記する。	現地の実態と合うように図面の作成を行うこと。
14	3.2、6) 提出書類の注意事項 平面図・横断面図	平面図・横断面図の注意事項に追記。どうしても一方向ますが使用できず、3方ますを使用する場合、平断面図に明記し、使用材料のカタログを添付する。当初申請と実際に設置する樹の種類が異なる場合は変更申請する。	当初申請時に3方ますの使用が記載されていない場合、検査願の提出前に変更申請の提出が必要となる。
14	3.2、6) 提出書類の注意事項 平面図・横断面図	平面図・横断面図の注意事項に追記。掘削幅は1.0mを標準とし、影響面積の算出は、実掘両側+50cmとする。掘削断面内にマンホールが設置されている場合、舗装復旧面積から0.3m ² を控除。複数箇所を一つの断面で掘削する場合、それに見合う平面図を作成する。道路センター側の掘削延長は、本管中心から30cmを標準とする。本管深さは管底深、人孔深を表記し、番線巻きのための掘削は局所的な掘削のため、掘削深さに計上しない。	注意事項を反映させた図面作成を行うこと。
14	3.2、6) 提出書類の注意事項 平面図・横断面図	平面図・横断面図の注意事項に追記。人孔深さと上流側の管底高さに差がある場合、図面に記載する本管深さの値に注意が必要。	下流人孔深の値を本管深計算時にそのまま採用してよいのは、上下本管の管底差がない場合のみである。
15	3.2、7) 提出書類の注意事項 見積書	開発行為に伴う入替工事に対する給付の流れについて追記。舗装本復旧を開発業者が行う場合、申請時点でその旨を記載いただき、見積書は管工事+舗装復旧工事までの費用とすること。	下水工事に対して給付金を支払うため。
16	3.2、8) 提出書類の注意事項 道路掘削申請書類	開発行為に伴う施工承認申請で、開発業者が舗装本復旧を行う場合、道路掘削申請書類に開発事業者により復旧する旨を記載する。	
16	3.2、8) 提出書類の注意事項 道路掘削申請書類	他社復旧が遅れているケースについて、変更申請で工期延長するよう追記	掘削申請の工期を特に注意すること。場合によっては、道路掘削申請のやり直しが必要となる。
16	3.2、8) 提出書類の注意事項 道路掘削申請書類	国道への道路掘削申請書類に関する説明を追記。	あくまでも参考とし、詳細は申請先である国道の道路管理者に問い合わせる必要あり。
16	3.2、8) 提出書類の注意事項 道路掘削申請書類	県河川への掘削申請書類に関する説明を追記。	あくまでも参考とし、詳細は申請先である県の河川管理者に問い合わせる必要あり。
17	3.2、11) 提出書類の注意事項 工事内訳書	インボイス記載事項の記入が必要となるため、最新の様式で作成するよう追記	令和5年10月1日より開始したインボイス制度に伴い、インボイス番号、消費税率、消費税額の記入が必須となった。（インボイス登録無の場合は不要）

家屋等の新築・建替えに伴う取付管・接続ますの改善業務 申請者用マニュアル

【本編】 R6.4.1改定箇所一覧

改定前ページ	項目番号	改定内容	備考
18	3.2、13) 提出書類の注意事項 掘削申請検査願	開発行為に伴う舗装検査時の対応を追記する。開発業者が建設事務所に提出している「道路工事施工承認完成届 兼 立会・検査願書」の写し、添付図面、写真を提出すれば、工事写真全てを添付しなくてもよい。	開発復旧では、必要な書類がそろっていれば提出書類を減らすことができる。
20	3.3 提出書類の記載方法	提出書類の記載見本（調査報告書）にて、共同排水かどうかのチェックを入れる箇所に注意を追記。使用中の管を誤って撤去する事例が発生しているので十分確認すること。	現地確認時、場合によっては水を流すなどし、確認を行うこと。
20	3.3 提出書類の記載方法	提出書類の記載見本（調査報告書）にて、占用箇所の道路種別情報を記入する箇所を追加する。	調査報告書のみ提出時、道路種別によって市の回答が異なるケースもあるため。
25	3.3 提出書類の記載方法	委任状に関する注意事項を追記	給付金の支払い処理に必要な書類であり、不備があると支払い処理が進まない。
26	3.3 提出書類の記載方法	平断面図作成時の注意点を追記する	
28	3.3 提出書類の記載方法	施工承認申請書類のチェックリストに調査報告書の欄を追加。備考欄に既設管ありの場合は提出が必要と追記。	既設管に対する工事では調査報告書による状況の確認が必要となる。
31	3.3 提出書類の記載方法	支援事業認定申請書に関する注意事項を追記	給付金の支払い処理に必要な書類であり、不備があると支払い処理が進まない。
33	3.3 提出書類の記載方法	道路占用許可申請依頼書 FAX番号だけでなく、メールアドレスの記入欄追加	
37	3.3 提出書類の記載方法	提出書類の記載見本（変更申請書）にて、新・旧情報をどこに記載するのか追記。	
38	3.3 提出書類の記載方法	提出書類の記載見本（変更申請書）にて、新・旧情報をどこに記載するのか追記。	
41	3.3 提出書類の記載方法	施工承認申請書類（変更）のチェックリストに調査報告書の欄を追加。備考欄に既設管ありの場合は提出が必要と追記。	既設管に対する工事では調査報告書による状況の確認が必要となる。
42	3.3 提出書類の記載方法	完成検査願の舗装業者名 他社復旧となった場合はその業者名を記入	
45	3.3 提出書類の記載方法	工事内訳書にインボイス記載事項を追加。 （登録番号、税率、税額） 注意事項を追記	令和5年10月1日より開始したインボイス制度に伴い、インボイス番号、消費税率、消費税額の記入が必須となった。（インボイス登録無の場合は不要）
47	3.3 提出書類の記載方法	舗装面積計算書の計算例を追加	舗装面積計算書の計算不備が多いため、計算例を追加。複数企業との按分になるケースなど、計算ミスがないかよく確認した上で提出すること。
48	3.3 提出書類の記載方法	給付金請求書にインボイス記載事項を追加。 （登録番号、税率、税額） 注意事項を追記	令和5年10月1日より開始したインボイス制度に伴い、インボイス番号、消費税率、消費税額の記入が必須となった。（インボイス登録無の場合は不要）
54	3.4 その他 (2)(3)の間	市査定額の方が業者見積りよりも低い金額となる場合に送付する「内訳書」に関する説明を追加。	内訳書に関する説明を新たに追加。
58	3.4 その他 (7)市からの返答書類	電子申請の場合でも、施工承認通知書をe-KOBEで交付するように変更。	R6年度4月より、施工承認通知書の公印廃止に伴い、施工承認通知書も電子申請システムによる交付を行う。

家屋等の新築・建替えに伴う取付管・接続ますの改善業務 申請者用マニュアル

【施工編】 R6.4.1改定箇所一覧

改定前ページ	項目番号	改定内容	備考
1の前		令和5年10月改訂の写真管理基準の抜粋を追加。	令和5年10月1日の写真管理基準見直しに伴って必要な工事写真の追加があったため
1	①新設工事	取付管どうしの離隔1.0mについて追記。取付管中心間距離。近接して2本の取付管を布設する場合は、離隔が何mあるのか検測写真を撮影する。	神戸市土木工事共通仕様書の「取付管布設工」で取付管の間隔を1.0m以上確保することが明記されているため。
1	①新設工事	ます深さを追加。支障物などで接続ますを浅くせざるを得ない場合などを除き、接続ます深さは90cmを標準とする。	将来的な建替えなどがあっても再利用がしやすいよう、適切な深さのますを設置すること。
1	①新設工事	接続ますを公道部(特殊なケース以外は不可)や車両通行の見込まれる私道上に設置する場合、車道用のます蓋とすること。	車両通行がある箇所では車道用の鉄蓋を採用する。
2、7	①新設工事	削孔完了写真に追記。削孔部がよく見えるような写真を撮影し、支管接合部の清掃状況が分かるよう撮影することを追記。	
7	①新設工事	プライマー塗布に関するコメントを追記。(プライマー不要な材料の使用について)	プライマー使用が不要な材料については、それが分かる資料の提出を求める。
8	①新設工事	「ゴム輪接続部」「ゴム輪以外の接合方法」に関して必要な写真を追加	令和5年10月1日の写真管理基準見直しに伴って必要な工事写真の追加があったため
10	①新設工事	管上部と同様に管の下側にも防護に必要なコンクリを確保するようコメントを追加。	
12	①新設工事	管口防護工の標準図に追記。管上部と同様に管の下側にも防護に必要なコンクリを確保するようコメント。	
14	①新設	内副管クロスの材料がわかるよう、下水道標準図を添付する。	人孔に削孔を伴わない内副管クロスを掲載。
25	③改築	・現場で既設管がヒューム管でなく塩ビ管と判明した際の対応を追記。	塩ビ部の入替不要。申請時と異なる場合、本市と協議する。
26	③改築	撤去完了写真に追記。既設管口部がよく見えるような近景写真を撮影する。	

家屋等の新築・建替えに伴う取付管・接続ますの改善業務 申請者用マニュアル

【施工編】 R6.4.1改定箇所一覧

改定前 ページ	項目番号	改定内容	備考
28	③改築	「ゴム輪接続部」「ゴム輪以外の接合方法」 に関して必要な写真を追加	令和5年10月1日の写真管理基準見直しに伴っ て必要な工事写真の追加があったため
25	③改築	接続ますを公道部(特殊なケース以外は不可) や車両通行の見込まれる私道上に設置する場 合、車道用のます蓋とすること。	車両通行がある箇所では車道用の鉄蓋を採用 する。
51	⑥人孔新設	人孔蓋設置時の注意事項を追記。蓋枠高さ調 整金具の写真撮影。	写真無の場合、何らかの手段で金具が漏れな く設置されていることを示す必要あり。
53	⑥人孔新設	可とう性マンホール接手取付時の注意事項を 追加。締め付けトルク管理写真撮影。	写真が無ければ、再掘削等を指示する場合が ある。
70	⑧舗装	舗装復旧業者が申請者復旧でない場合、工事 完成検査願の鑑、舗装復旧写真の先頭に業者 名(復旧工事名)を記載するよう追記。	